# 小川病院通所リハビリテーション 及び 介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人緑会が開設する小川病院が実施する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「利用者等」という。)に対し、適切な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

# 第3条

- 1 小川病院が実施する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図る。
- 2 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの実施に当たっては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

# (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1 名称 : 小川病院 通所リハビリテーション

2 所在地 : 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 99 番地

TEL 088-686-2322 FAX 088-686-2344

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名 (医師と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 医師 1名 (常勤 1名)

医師は、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの計画策定を従事者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーションの実施に係わる従事者への指示を行う。

3 従事者

理学療法士 1名(常勤 1名)

作業療法士 1名(常勤 1名)

介護職員 3名(非常勤 3名)

従事者は、計画に基づき指定通所リハビリテーションを提供する。

## (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日:月曜日から金曜日

但し、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間

午前8時30分から午後5時30分

- 3 サービス提供日:月曜日から金曜日
  - 4 サービス提供時間帯:9時30分から12時まで(2時間以上3時間未満)

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員) 第7条 事業所の1日の利用定員は、10名とする。

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容) 第8条

- 1 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。
  - (1) 通所リハビリテーション
  - (2) 送迎サービス
- 2 指定通所リハビリテーションは、医学的管理の基に要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。
  - (1)目的

ADLの低下防止、QOLの維持・向上、寝たきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善

- (2)訓練等
  - ① 運動療法
  - ② 歩行訓練
  - ③ 基本的動作訓練
  - ④ 日常生活動作に関する訓練

(施設利用に当っての留意事項)

第9条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーション及び介護予防通所 リハビリテーションに適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は鳴門市で、片道が概ね30分以内の地域とする。

(利用料その他の費用の額)

- 第12条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料は、次のとおりとする。
- 1 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じて、利用料の1割から3割とする。利用料、その他の費用の額は、別紙料金表のとおりである。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

# 第13条

- 1 管理者等は、通所リハビリテーション等の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時には、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。
  - 2 前項に規定する手当等を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

#### 第14条

- 1 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。
  - 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
  - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情処理)

- 第15条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定通所リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
  - 2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(感染症対策について)

- 第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(Web 会議等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

## (虐待に関する事項)

- 第17条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じることとする。
  - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- ・虐待防止に関する責任者を選定

虐待防止に関する責任者( 医師 小川 哲也 )

- ・虐待防止のための指針を整備
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

# (身体的拘束等に関する事項)

- 第18条 当事業所は、身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じること。
- (1) 事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(Web 会議等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修及び訓練を定期的に実施する。

# (ハラスメント対策)

第19条 当事業所は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより療法士等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

## (業務継続計画 BCP の策定に関する事項)

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションを継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## (その他運営に関する重要事項)

# 第21条

- 1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  - (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
  - (2)継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人の小川病院が定めるものとする。

付則 この規程は、平成29年7月1日施行する。

平成30年4月1日改正平成31年2月1日改正令和 3年4月1日改正令和 6年4月1日改正

# 重要事項説明書

# 医療法人 緑会 小川病院 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)

# 1. 通所リハビリテーションサービスを提供する事業者について

| 事業者名称   | 医療法人 緑会 小川病院      |  |
|---------|-------------------|--|
| 代表者氏名   | 小川 哲也             |  |
| 法人所在地   | 鳴門市撫養町斎田字北浜 99 番地 |  |
| 法人設立年月日 | 平成元年 12 月 14 日    |  |

# 2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

# (1)事業所の所在地等

| 事業所名称          | 小川病院                    |  |
|----------------|-------------------------|--|
| 介護保険指定事業所番号    | 3610210126              |  |
| 事業所所在地         | 鳴門市撫養町斎田字北浜 99 番地       |  |
| 連絡先            | 088-686-2322            |  |
| 管理者の氏名         | 小川 哲也                   |  |
| 事業所の通常の事業の実施地域 | 鳴門市内で、送迎時間が片道概ね30分以内の地域 |  |
| 利用定員           | 10名                     |  |

# (2)事業の目的及び運営の方針

| 事業の目的 | 要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」とい     |
|-------|----------------------------------|
|       | う。)に対し、適切な指定通所リハビリテーション及び介護予防通   |
|       | 所リハビリテーションを提供することを目的とする。         |
| 運営の方針 | 小川病院が実施する指定通所リハビリテーション及び介護予防     |
|       | 通所リハビリテーションの従業者は、要介護者等が居宅において、   |
|       | その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ     |
|       | う、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う    |
|       | ことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機 |
|       | 能の維持・向上を図る。                      |

# (3)事業所窓口の営業日及び営業時間

| (a) 1 New Part of Part and |                 |
|----------------------------|-----------------|
| 営業日                        | 月曜日から金曜日        |
|                            | (祝日、年末年始を除く)    |
| 営業時間                       | 午前8時30分~午後5時30分 |

# (4)サービス提供時間

| サービス提供日  | 月曜日から金曜日     |
|----------|--------------|
|          | (祝日、年末年始を除く) |
| サービス提供時間 | 午前9時30分~午後0時 |
|          | (2時間以上3時間未満) |

\*悪天候(台風や積雪等)・災害・交通事故・感染症等により通所リハビリテーションサービスを中止する場合があります。

管理者 小川 哲也

| 職     | 職務内容                           |     | 人員数 |   |
|-------|--------------------------------|-----|-----|---|
| 管理者   | 1. 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行 | 常勤  | 1   | 名 |
|       | います。                           |     |     |   |
| 専任医師  | 1. 利用者に対する医学的な管理指導を行います。       | 常勤  | 1   | 名 |
| 理学療法士 | 1. 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又 | 常勤  | 1   | 名 |
| 作業療法士 | は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の   | 常勤  | 1   | 名 |
| 介護職員  | 心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハ   | 非常勤 | 3   | 名 |
|       | ビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサ   |     |     |   |
|       | ービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成   |     |     |   |
|       | するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。      |     |     |   |
|       | 2. 利用者への通所リハビリテーション計画を交付します。   |     |     |   |
|       | 3. 通所リハビリテーションの実施状況の把握及び通所リハビリ |     |     |   |
|       | テーション計画の変更を行います。               |     |     |   |

# 提供するサービスの内容及び費用について (1)提供するサービスに内容について

| サービス区分と種類       |          | サービス内容                           |  |  |
|-----------------|----------|----------------------------------|--|--|
| 通所リハビリテーション計画の作 |          | 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケ   |  |  |
| 成               |          | アプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメント   |  |  |
|                 |          | を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リ   |  |  |
|                 |          | ハビリテーション計画を作成します。                |  |  |
| 利用者居宅への送迎       |          | 事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の   |  |  |
|                 |          | 送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車に   |  |  |
|                 |          | よる送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うこ   |  |  |
|                 |          | とがあります。                          |  |  |
| 日常生活上の          | 排泄介助     | 介助が必要な利用者に対して、排泄の介助を行います。        |  |  |
| 世話              | 更衣介助     | 介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。  |  |  |
|                 | 移動・移乗介助  | 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を   |  |  |
|                 |          | 行います。                            |  |  |
| リハビリテー          | 日常生活動作を通 | 利用者の能力に応じて、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練  |  |  |
| ション             | じた訓練     | を行います。                           |  |  |
|                 | 体操       | 利用者の能力に応じて、集団的に行う体操を通じた訓練を行います。  |  |  |
|                 | 器具等を使用した | 利用者の能力に応じて、理学療法士、作業療法士もしくは言語療法士  |  |  |
|                 | 訓練       | が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。   |  |  |
| その他             | 脳トレなど    | 利用者の能力に応じて、脳の活性化のために実施します。       |  |  |
| 特別なサービ          | リハビリテーショ | 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種が共同して、 |  |  |
| ス               | ンマネジメント  | 利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成します。利用者ごと  |  |  |
| (利用者に対          |          | のリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた  |  |  |
| するアセスメ          |          | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が通所リハビリテーションを行  |  |  |
| ントの結果、          |          | い、利用者の状況を定期的に記録します。利用者ごとのリハビリテー  |  |  |
| 必要と認めら          |          | ション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見  |  |  |
| れる場合に提          |          | 直します。                            |  |  |
| 供します。)          |          |                                  |  |  |
|                 | 短期集中リハビリ | 利用者に対して、集中的に通所リハビリテーションを行うことが、身  |  |  |
|                 | テーション    | 体等の機能回復に効果的であると認められる場合に行います。退院   |  |  |
|                 |          | (退所)日から起算して1か月以内の期間に行うときは、1週間に概  |  |  |
|                 |          | ね2回以上、1回あたり40分以上の個別リハビリテーションを行い  |  |  |
|                 |          | ます。退院(退所)日から起算して1か月を超え3か月以内の期間に  |  |  |
|                 |          | 行うときは、1週間につき概ね2回以上、1回あたり20分以上の個別 |  |  |
|                 |          | リハビリテーションを行います。                  |  |  |
|                 | 個別リハビリテー | 退院(退所)日から起算して3か月を超える期間に個別リハビリテー  |  |  |

# (2)提供するサービスの利用料、利用者負担

上記については、<別紙1>を参照

# 4. 秘密の保持と個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を<別紙2>の通り定め、適切に取り扱います。また、正当な理由無く第3者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供をおこなうこととします。

- ①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ②居宅介護支援事業所内等(地域包括支援センター「介護予防支援事業所」)等との連携
- ③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医師への連絡等
- ⑤生命・身体の保護のための必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

## 5. 事故発生時の対応

当事業所は、事故が発生した場合、利用者への対応を迅速・適切に行い、業務上の対応をしっかり行い、 事業所側の責任について明確にしてまいります。

- ①利用者への対応としては、応急処置に全力を尽くし、事業所内での連絡を密にし、家族への連絡を密に行います。又、必要な時は、救急車を要請し、協力医療機関へ転送します。尚、応急処置、経過を記録し、事故に関連した物品をそのまま保全します。
- ②業務管理上の対応としては、窓口を一本化し、事業所内の情報管理やスタッフへの指導を徹底します。

利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供中に、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者の家族等および市町村(保険者)に対して連絡をとり、原因を究明し損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

利用者又は利用者の家族等に重大な過失がある場合は、賠償額を減額させて頂きます。

利用者の家族等連絡先※

住所

電話番号

氏名 続柄

市町村 (保険者) 連絡先

名称 鳴門市役所 健康福祉部長寿介護課 電話番号 088-684-1347

※利用者様の家族等連絡先を変更した場合は、担当職員までご連絡ください。

# 6. サービス内容に関する苦情

# (1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の通所リハビリテーションに関するご相談・苦情および通所リハビリテーション計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当通所リハビリテーション職員または管理者までお申し出下さい。

# (2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

| 小川病院<br>患者相談窓口         | <ul><li>ご利用時間 平日 午前9時~午後6時</li><li>ご利用法 電話 088-686-2322</li><li>担当者 院長、事務長、看護部長</li></ul> |
|------------------------|---|
| 小川病院通所リハビリ<br>ご利用者相談窓口 | ご利用時間 平日 午前9時~午後5時<br>ご利用法 電話 088-686-2322<br>担当者 長田 めぐみ                                  |
| 鳴門市役所 保険課              | ご利用時間月~金午前9時~午後5時ご利用方法電話088-684-1347面接随時  |
| 徳島県国民健康保険連<br>合会 介護保険課 | ご利用時間月〜金午前9時〜午後5時ご利用方法電話088-666-0117面接随時  |

# 7. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は当事業所医師への連絡を行い、医師の指示に従います。また利用者のあらかじめ指定した緊急連絡先に連絡いたします。

| 氏名        |  |
|-----------|--|
| 所属医療機関の名称 |  |
| 所在地       |  |
| 電話番号      |  |
| 医療機関の名称   | 小川病院   |
| 院長名       | 小川 哲也  |
| 所在地       | 鳴門市撫養町斎田字北浜99番地  |
| 電話番号      | 088-686-2322   |
| 診療科       | 内科、神経内科、糖尿病内科、呼吸器内科、<br>消化器内科、腎臓内科、人工透析内科  |
| 入院設備      | あり   |
| 緊急指定の有無   | なし   |
| 氏名(続柄)    |  |
| 住所        |  |
| 電話番号      |  |
|           | 所属医療機関の名称<br>所在地<br>電話番号<br>医療機関の名称<br>院長名<br>所在地<br>電話番号<br>診療科<br>入院設備<br>緊急指定の有無<br>氏名 (続柄) |

・事業所が休止する場合の連絡先:氏名

電話番号

けて、下記のとおり契約を締結します。

## (契約の目的)

第1条 通所リハビリテーション事業者(以下「事業者」という。)は利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に対して通所リハビリテーションサービスを提供します。

2 事業者が利用者に対して実施する通所リハビリテーションの内容、利用日、利用 時間、費用等の事項(以下「通所リハビリテーション計画」という。)は、「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

#### (契約期間)

第2条 利用者は、第8条の契約の終了の事由がない限り通所リハビリテーションを利用できます。

# (通所リハビリテーション計画)

第3条 事業者は、次の事項に留意し、通所リハビリテーション計画を作成します。

- ① 利用者への適切な通所リハビリテーション計画は利用者の意向を踏まえて作成します。
- ② 必要に応じて通所リハビリテーション計画を変更します。
- ③ 通所リハビリテーション計画の作成及び変更については、その内容を説明します。

# (通所リハビリテーションの内容)

第4条 事業者は、介護保険法令の定める必要な援助を、利用者の希望、状況等に応じて、適切なサービスとして提供します。

2 利用者が利用できるサービスは「重要事項説明書」のとおりです。事業者はその内容を利用者及びその家族に説明します。

## (サービス提供の記録)

第5条 事業者は、サービスの提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後5年間保管します。

2 事業者は、利用者がサービス提供に関する記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

#### (利用料金)

第6条 利用者は通所(介護予防)リハビリテーションサービスについて「重要事項説明書」に定める自己負担金を事業者に支払います。

- 2 事業者は、利用者及び扶養者に対し、前月料金の合計額を請求書及び明細書を毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び扶養者は、連帯して当事業者に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 事業者は、利用者又は扶養者から、利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者に対して、 領収書を所定の方法により交付します。
- 4 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所リハビリテーションを行う場合は減額となります。
- 5 何らかの理由により事業所が送迎を行わない場合は減額となります。

# (利用料金の変更)

第7条 事業者は利用者に対して、介護保険給付体系の変更またはサービス体系に変更があった場合、当該サービスの利用料金を変更することができます。

- 2 利用者が、料金の変更を承諾場合、新たな料金に基づく「重要事項説明書」を作成し、お互いに取り交わすこととします。
  - 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合には、この契約を解約することができます。

# (契約の終了事由)

第8条 利用者は、いつでも申し出ることにより、この契約を解除することができます。

- 2 事業者は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず10日以内に支払われない場合。

- ② 利用者が、事業者や事業所職員または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行い、その状態が改善されない場合。
- 3 利用者が要介護認定の更新で、非該当(自立)と認定された場合。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者が死亡した場合。
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
  - ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
  - ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
  - ⑥ 第9条から第10条に基づきこの契約が解約または解除された場合。
- 5 契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治医及び居宅介護支援 事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

## (契約者からの契約解除)

- 第9条 契約者は、事業者若しくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、この 契約を解約することができます。
- ① 業者若しくはサービス従事者が正当な理由なくこの契約に定める通所リハビリテーションサービスを実施しない場合。
- ② 事業者若しくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業者若しくはサービス従事者が故意または過失により契約者及び利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ④ 他の利用者が利用者の身体・財産・信用等を傷つけた場合、若しくは傷つける恐れがある 場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

# (事業者からの契約解除)

- 第 10 条 事業者は、契約者または利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。
- ① 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、 または不実の告知を行いその結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上 遅延し相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者若しくは他の利用者 等の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合。また、著しい不信行為を行うことなどに よってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

#### (守秘義務等)

第11条 事業者及びサービス従事者は、通所リハビリテーションを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から文書で同意を得ない限り、第三者に対し、利用者及びその家族の個人情報は提供しません。ただし、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に利用者に関する心身等の情報は、利用者の申し立てがない場合は同意があったものとして情報提供を行います。

#### (緊急時の対応)

第12条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡をとる等必要な措置を行います。

#### (安全配置の義務)

- 第13条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者の生命、身体の安全に配慮します。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

# (衛生管理・感染症対策)

- 第14条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の 衛生的な管理に努めます。
- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ②事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修等を定期的に実施します。

#### (虐待防止)

- 第15条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 虐待防止に関する責任者( 医師 小川 哲也 )
- ②虐待防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

# (身体的拘束等に関する事項)

- 第16条 当事業所は、身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じること。
- (1) 事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(Web 会議等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修及び訓練を定期的に実施する。

# (ハラスメント対策)

第17条 事業者は、適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じています。

#### (業務継続計画 BCP の策定等)

- 第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修等を定期的に実施します。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### (賠償責任)

第 19 条 事業者は、この契約に基づくサービスの実施にともなって、事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産の損害を及ぼした場合は、その損害について賠償する責任を負います。ただし、利用者の故意または重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれている心身の状況から相当と認められたときに限り、過失割合に応じて損害賠償を減じることができるものとします。

## (損害賠償がなされない場合)

- 第20条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。以下に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
- ① 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ② 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して 故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - ④ 契約者及び利用者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっ

ぱら起因して損害が発生した場合。

## (相談・苦情)

第21条 事業者は、その提供したサービス等に関する利用者またはその家族からの相談・苦情に対する窓口を設置し事業所の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情に対し迅速かつ適切に対応します。

2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを事由としていかなる不利益な扱いはしません。

## (利用者の禁止行為)

- 第22条 利用者は、事業所内で以下に該当する行為をすることは許されません。
  - ① 事業所内での飲酒及び喫煙をすること。
- ② サービス従事者、または他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- ③ 事業所内へのペットの持ち込み、飼育を行うこと。

# (事業者の責任によらない事由によるサービス実施不能)

- 第23条 利用契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に事業者は、契約者に対して既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

## (契約外事項)

第24条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。 (協議事項)

第25条 この契約に関して問題が生じた場合には、事業者は契約者と第1条記載の目的のため当事者が 互いに信義に従い誠実に協議したうえで解決するものとします。

## (裁判管轄)

第26条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は、利用者の住所を管轄する 裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

> 2019年2月1日 改正 2020年6月1日 改正 2021年4月1日 改正 2024年6月1日 改正